

# 43 都市農業の振興と都市農地の保全

## (1) 農の活きるまち練馬

### ●意欲的な都市型農業経営の支援

#### 1 経営改善に取り組む農業者の支援

23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

30年度末現在の認定農業者数は71経営体、都市型認定農業者数は12経営体である。

#### 2 練馬区農の学校事業

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、27年3月に「練馬区農の学校」を開校した。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置しており、30年度からは上級コースを設置した。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、30年度末までに70人を認定した。農業者とのマッチングは30年度末までに延べ41件成立した。

#### 3 練馬果樹あるファーム事業

ブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリなど新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。

30年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うため、紹介冊子「練馬果樹あるファーム」を作成するとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園等合計6農園に対する整備支援を実施した。

### ●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

#### 1 練馬産農産物のブランド化の推進・支援

練馬産農産物の魅力を発信するため、練馬産農産物のブランド化を図る。

30年度は29年度に制作した練馬の都市農業の魅力を伝えるPR動画を活用し、西武鉄道池袋駅やYouTube等で練馬の都市農業の魅力をPRした。

#### 2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

若手農業者により組織された「ねりマルシェ実行委

員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、27年度から平成つつじ公園で開催しており、30年度は11月24日に開催した。また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。30年度は9団体を支援した。

#### 3 農の魅力伝えるパネル展示と練馬産農産物の即売会

都市農業および農地に係る理解の醸成と区の都市農業の振興を目的として、28年度から区役所アトリウムにおいて、農の魅力伝えるパネル展示や東京あおば農業協同組合の協力による練馬産農産物の即売会を実施している。

#### 4 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、22年度から助成している。

#### 5 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。30年度は、19軒の農家に栽培委託して14,087本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業での活用のほか、第12回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

#### 6 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、以下の事業を実施している。

##### (1) 野菜ウォークラリー

参加者がいくつかの畑を回り、農業者から野菜の育て方や収穫の仕方などの説明を聞きながら、地場野菜を観察・収穫する。東京あおば農業協同組合と農業者の協力のもと、2年度から実施し、30年度は44組（121人）が参加した。

##### (2) 酪農体験

23区唯一の牧場である小泉牧場において、乳

搾りや牛との触れ合いを体験する。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために17年度から実施し、30年度は98人が参加した。

### (3) ふれあい農園

区内農業者の圃場ほしやうで、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付や農業者へのあっせんを行っている。

## 7 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

## 8 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、24年度から実施している。

## 9 農の魅力を発見できる情報の発信

### (1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

### (2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔練馬区農産物ふれあいガイド〕

### (3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

28年度まで行ってきたブルーベリー観光農園のPR事業を「練馬果樹あるファーム」事業に統合した。30年度はブルーベリーのほか、区内で生産されるブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を作成し、配布した。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

## 10 伝統野菜を活用した食育の推進事業

小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、27年度に補助教材を作成し、区立小学校の3年生に配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

## 11 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が誕生し、30年度は17園、1,813区画が利用されている。

## 12 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。(一部区有地あり)

## 13 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。(一部区有地あり)

## 〔農業体験農園一覧〕（17園）

30年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	151
大泉風のがっこう	137
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	80
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百刃の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	82
農業体験農園「旬感倶楽部」	101
あーばんあぐりーぱーく石神井台	88
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里第二」	57
合 計	1,813

注：1区画の面積はおおむね30㎡

## 〔区民農園一覧〕（21園）

30年度末現在

名 称	区画数
羽沢三丁目	48
中村南一丁目	90
向山二丁目	34
春日町二丁目	38
田柄一丁目	235
田柄二丁目	45
高松一丁目	30
高松一丁目第二	39
高松三丁目	38
高野台三丁目	59
南田中四丁目	73
上石神井南町	40
上石神井三丁目	50
関町南三丁目	95
関町南三丁目第二	82
大泉学園町一丁目	38
大泉学園町四丁目	146
東大泉一丁目	54
南大泉三丁目	42
南大泉やまぶし	50
西大泉二丁目	169
合 計	1,495

注：1区画の面積はおおむね15㎡

## 〔市民農園一覧〕（5園）

30年度末現在

名 称	区画数
旭 町	44
谷原東	56
谷原西	49
南大泉	48
西大泉	49
合 計	246

注：1区画の面積はおおむね30㎡

## 14 世界都市農業サミットプレイベントの開催

練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、更に発展させていくため、令和元年11月に「世界都市農業サミット」を開催する。都市農業について積極的に取り組んでいるニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから、農業者や研究者、行政関係者を招へいする。

30年度は、サミット開催に向けた機運醸成を図るため、ニューヨーク、ロンドンから研究者、行政関係者を招へいし、プレイベントを行った。被招へい者との意見交換会のほか、各種イベントを開催した。

〔開催日〕 平成30年11月23日から25日

〔場 所〕 ココネリ Coconeri、平成つつじ公園ほか

〔来場者〕 12,550人

〔概 要〕 以下のイベントを開催した。

23日：歌姫JAZZサミット、国際交流のつどい

24日：みんなde農トークショー、みんなde農コンテスト表彰式、ねりマルシェ、ワールドマーケット

25日：意見交換会、ワールドマーケット、収穫体験、“イイね”りまツアー

〔主 催〕 世界都市農業サミット実行委員会ほか

〔後 援〕 全国農業協同組合中央会、東京都農業協同組合中央会、東京あおば農業協同組合、練馬区農業委員会、(株)西武ホールディングス、西武鉄道(株)、練馬産業連合会、練馬区商店街連合会、東京商工会議所練馬支部、総務省、外務省、農林水産省、国土交通省、東京都、練馬区議会



## ●都市農地の保全に向けた取組の推進

### 1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。

都内の市街化区域内農地は、過去10年間で約1,190haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地を保全するため、20年10月に都内38の市区町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されつつある。

### 2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」が指定された。

なお、制度の特徴は以下のとおりである。

- ・地区内では、複数の農地等を一つの都市計画公園などとして指定することが可能となる。
- ・農業者との協力、連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進される。
- ・都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれる。

今後も、都と連携しながら、都市計画制度などを積極的に活用し、農地や屋敷林のある風景を保全していく。

### 3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地は、住宅などが密集している地域で、火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供するなどの機能が期待されている。

30年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、体験農園で炊き出し訓練を行ったほか、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定内容についての見直しを検討した。

### 4 生産緑地制度

#### (1) 生産緑地地区の指定

3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内(市街化区域内)の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制

限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

30年11月の生産緑地地区面積は、約179haとなっている。

#### (2) 特定生産緑地制度の周知

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区内の生産緑地を引き続き保全するため、特定生産緑地制度について農業者に周知していく。

#### (3) 生産緑地の貸借制度の創設

30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下「貸借法」という。)」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて市民農園を開設することが可能となった。

31年3月31日現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが3件、民間事業者による市民農園の開設が1件である。

### 〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
26	465	968	224.1	189.4
27	441	919	218.9	187.1
28	429	910	215.6	185.4
29	426	964	209.0	181.5
30	438	980	203.0	178.7

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」(各年8月1日現在)、農地面積は都税事務所固定資産税課税(各年1月1日現在)、生産緑地面積は各年の告示面積による。

## 〔地区別農産物生産面積表〕

(単位：アール)

品 目		合 計	練 馬	石神井	大 泉
野菜類	キャベツ	2,589	520	849	1,220
	ブロッコリー	1,080	447	273	360
	大 根	916	382	225	309
	ジャガイモ	878	255	374	249
	枝 豆	875	370	201	304
	トウモロコシ	572	285	103	184
	ネギ	497	174	142	181
	ほうれん草	486	165	136	185
	こまつな	449	141	189	119
	にんじん	381	199	69	113
	サトイモ	340	116	70	154
	トマト	293	90	69	134
	サツマイモ	260	112	73	75
	カリフラワー	251	114	46	91
	白 菜	249	93	59	97
	キュウリ	191	84	44	63
	ナ ス	180	54	48	78
	レタス	120	27	31	62
	いちご	62	16	2	44
	その他野菜類(※1)	1,940	726	431	783
野菜類計	12,609	4,370	3,434	4,805	
野菜類以外	柿	703	162	161	380
	ブルーベリー	696	140	161	395
	みかん	337	175	62	100
	ブドウ	311	147	79	85
	梅	283	33	77	173
	栗	206	13	24	169
	キウイ	78	55	13	10
	その他果樹類(※2)	331	186	71	74
	植 木	1,221	412	644	165
	芝	1,070	1	59	1,010
	花 類	817	167	11	639
	さつき	55	41	6	8
	その他(※3)	298	91	144	63
野菜類以外計	6,406	1,623	1,512	3,271	
延べ生産面積計	19,015	5,993	4,946	8,076	

※1：その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、なばな(のらぼう)等

※2：その他果樹類…ゆず、かりん、すもも、レモン等

※3：その他…麦、緑肥、茶、牧草等

資料：「農業経営実態調査」(30年8月1日)